

令和6年2月9日

低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定における
スクラップ評価額の取扱いについて

可児市が発注する建設工事において低入札調査基準価格及び最低制限価格の設定する場合の算定方法は、下記の施行期日以降に入札公告又は入札執行通知する案件については、スクラップ評価額を下記のとおり取り扱いますのでご留意ください。

記

工事費の積算において、直接工事費とは別にスクラップ評価額を計上している場合の低入札調査基準価格及び最低制限価格の算定に当たっては、直接工事費にスクラップ評価額を含めた上で、所定の率を乗じます。

1 算定方法

例：低入札調査基準価格（＝最低制限価格）の算定式【一般土木工事】

(直接工事費＋スクラップ評価額) × 0.97
＋ 共通仮設費 × 0.9
＋ 現場管理費 × 0.9
＋ 一般管理費 × 0.68

(注) スクラップ評価額は買取価格であるため、金額はマイナス表示「－〇〇〇、〇〇〇円」となる。

2 施行期日

令和6年4月1日（同日以降に入札公告又は入札執行通知の案件から適用）

可児市役所管財検査課契約係 62-1111（内 3254）